

平成30年度 第5回 北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会 議事録

1 日 時 平成30年9月28日(金) 午前10時00分～午前11時50分

2 場 所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆(北海学園大学経営学部教授)
副部会長 田村 愛美(税理士スクエア会計事務所税理士)
特別委員 内田 賢悦(北海道大学大学院工学研究院教授)
特別委員 山岡 俊勝(元岩見沢市建設部長)
特別委員 安達 栄次郎(小樽建設協会専務理事・事務局長)

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	山 出 均
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	堀 剛 一
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	斎 藤 尚 子
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	木 村 雅 暢
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	溝 口 崇
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課主事	松 尾 将 志

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課商業グループ主幹 今 井 雄 二

4 傍聴者 なし

5 審議事項

「(仮称) TRIAL 小樽新光店」(小樽市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について
(第4回審議会継続案件)

6 発言要旨

(1) 事務局から、「(仮称) TRIAL 小樽新光店」(小樽市)に関する届出について、第4回審議会後の経過報告及び答申文について説明を行った。

(経過報告内容)

本年8月20日に開催された第4回大規模小売店舗立地審議会第1部会において、各委員より騒音レベルの最大値の予測結果について指摘があり、結審に至らず、大平部会長と整理をした「(仮称) TRIAL 小樽新光店」に係る経過について報告させていただく。

後志振興局として、大規模小売店舗立地法第14条に係る「報告徴収」を行った結果、設置者側より報告があった。

① 大型車両走行時の騒音予測の考え方の修正について

届出時の大型車両走行音(中型)の基準距離騒音レベルについては、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き(第2版)」(平成20年10月、経産省発行)に記載されている、時速10km/h 非定常走行(発進と停止を繰り返しての走行)を想定して計算した基準距離騒音レベルを使用していた。

しかしながら、本来であれば、上記予測は昼間の駐車場が混雑している際に使用すべきものであり、来客数の少ない夜間においては、同手引に記載されている時速20km/h 定常走行(一

定の速度での走行)を想定して計算した基準距離騒音レベルを使用すべきであるところ、設置者の錯誤により、本届出がなされたもの。

両者の数値の違いについては、別表1のとおり。

② 設置者における騒音対策について

次に、設置者において、騒音低減への対応策を検討した結果が次のとおり。

(1) 夜間(22時から6時)の出入口②の閉鎖。(来客車両走行音対策)

(2) 夜間の荷さばき施設①での搬入車両の転回を住宅側から施設側へ変更。

(3) 夜間の荷さばき施設②での荷捌き作業(22時台、4時台、5時台の計3台)を荷さばき施設①へ集約。

③ 騒音の再予測結果について

1の時速20km/h定常走行を想定して計算した基準距離騒音レベル及び2の騒音対策をもとに、各地点の騒音レベルを再予測した結果、別表2のとおり騒音レベルが削減され、全ての予測地点において、予測値が規制基準を下回る結果となった。

④ その他対応策について

届出書の「その他配慮事項」に記載があるとおり、アイドリングストップの周知・徹底や、夜間荷捌きの静穏作業の徹底指導、開店後騒音に関する苦情等が発生した場合には、関係機関との協議の上、遮音壁等の設置等、周辺状況に応じた対策を講じることとしている。

以上について、大平部会長に説明して、了解をもらったことを報告する。

また、答申文についても別紙のとおりとすることで、大平部会長に了解をもらっているので、併せて報告する。

質疑、発言

・委員からの質疑、発言なし

(部会長) 「(仮称) TRIAL 小樽新光店」の新設の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申する。

(全 員) 異議なし

(部会長) 別添「(仮称) TRIAL 小樽新光店」とおり答申することに決定する。

(2) 事務局から、「江別蔦屋書店」、「ニトリ千歳店」、「サツドラ千歳店」の法第5条第1項(新設)の届出、「AOKI 岩見沢店・ツルハドラッグ岩見沢大和2条店」及び「岩見沢市5条東6丁目商業施設」の法第5条第1項(新設)の届出についての事務的説明を行った。次回の開催日程を協議した結果、平成30年10月18日(木)10時からとした。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録(概要版)に添付のとおり。